



2011年JMRC四国ジムカーナ競技会共通規定



公示

JAF四国地域クラブ協議会(以下JMRC四国)に所属するクラブが主催するジムカーナ競技会は、日本自動車連盟(以下JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(以下FIA)の国際モータースポーツ競技規則および同付則、JAF国内競技規則及び同付則(選手権規定およびスピード行事開催規定を含む)に従い、かつ本規則及び各競技会特別規則書に基づいて開催される。

第1条 競技種目

四輪自動車によるジムカーナ

第2条 競技会の名称

全ての競技会に下記のタイトルを付加する事。下記以降のタイトルの追加は主催者の自由とする。

- 1行目 …… 2011年 日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ 第X戦
- 2行目 …… 2011年 JMRC全国オールスター選抜ジムカーナ 第X戦
- 3行目 …… 2011年 JMRC四国ジムカーナシリーズ 第X戦

第3条 車両の定義

- 1. P車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードP車両
- 2. PN車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードPN車両
- 3. N車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードN車両
- 4. B車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードB車両
- 5. SA車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードSA車両
- 6. SC車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードSC車両
- 7. D車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードD車両
- 8. AE車両……2011年JAF国内競技車両規則第3編に定義されるスピードAE車両
- 9. GB車両……原則としてスピードB車両とするが、車体寸法は当初の数値を維持する事。

(構造変更を取得していても、オーバーフェンダーなどは不可)

※GB車両は四国独自の車両規定で、他地区の車両規定とは若干の差異がありますので、他地区の競技会に参加する場合には注意が必要です。

第4条 参加車両に対する補足規定

- 1. 全ての参加車両に対して、競技会特別規則書にて排気音量を規制する事がある。
- 2. 全ての参加車両に対して、競技会特別規則書にて排気管及びマフラーを規制する事がある。

第5条 シリーズ・部門・クラス区分

- 1. 日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ
 - a. NS部門
 - NSIクラス：気筒容積1600cc以下のPN・N・SA・AE車両
 - NSIIクラス：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN・N・SA・AE車両
 - NSIIIクラス：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のPN・N・SA・AE車両
 - b. SCおよびD部門
 - CDクラス：SC車両およびD車両(クラス区分なし)
- 2. JMRC四国ジムカーナシリーズ
 - a. R部門(ラジアルシリーズ・Sタイヤ使用禁止)
 - RIクラス：気筒容積1586cc以下のGB車両
 - RIIクラス：気筒容積1586ccを超える二輪駆動のGB車両
 - RIIIクラス：気筒容積1586ccを超える4輪駆動のGB車両
 - ※ロータリーエンジンは、係数(×1.4)とする。
- 3. その他の部門
 - a. AT部門(Sタイヤ使用禁止・オートマ車両のみ)
 - ATクラス：B車両
 - ※AT部門の細分化は、主催者の自由とする。
 - 細分化する場合には、その内容を競技会特別規則書に明記する事。
 - b. B部門(Sタイヤ使用禁止)

B I クラス： 気筒容積 1 6 0 0 c c 以下の B 車両

B II クラス： 気筒容積 1 6 0 0 c c を超える 2 輪駆動の B 車両

B III クラス： 気筒容積 1 6 0 0 c c を超える 4 輪駆動の B 車両

※ 主催者は、B I ～ B III クラスのうち、複数または全部を 1 つのクラスに併合する事ができる。その場合には内容を競技会特別規則書に明記する事。

4. その他のクラス

クローズド・ラリー車等、その他のクラスの追加設定は、主催者の自由とする。

但し、そのクラスに参加できる車両は、国内競技車両規則に定義される範囲内とし、その内容を競技会特別規則書に明記する事。

5. クラス区分の概念図

a. 地方選手権四国地区シリーズ

車両区分	P N ・ N ・ S A ・ A E			S C ・ D		
駆動方式	前	後	4	前	後	4
1600	N S I			C D		
	N S II		N S III			

b. JMRC 四国シリーズ

車両区分	G B		
駆動方式	前	後	4
1586	R I		
	R II		R III

第 6 条 S タイヤ使用禁止クラスのタイヤ制限

1. S タイヤ使用禁止クラスに参加する場合は、下記銘柄タイヤの使用を禁止する。

ダンロップ	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム	PROXES	FM9R・08R・881・888
横浜ゴム	ADVAN	021・032・038・039・048・050

メーカー問わず ラリータイヤや海外メーカーの S タイヤと判断される物など

2. 上記以外のタイヤでも S タイヤに準ずると判断された場合には、猶予期間を持たずに使用を禁止する
場合がある。

第 7 条 参加資格

1. 参加者(エントラント)は、J A F 発給の当該年度有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。ただし、参加者を競技運転者(ドライバー)が兼ねる事ができる。
2. 競技運転者は、当該車両を運転する事ができる運転免許証を所持していなければならない。
3. 競技運転者は、J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。ただし、この許可証の必要のないクラスに参加する場合には、この限りではない。
4. 20 才未満の競技運転者は、参加申込みの際し、親権者の同意の署名捺印を必要とする。

第 8 条 重複参加

1. 競技運転者は、1 競技会に 1 台の車両でのみ参加できる。同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は 2 名まで認められるが、この場合の 2 名は、同一競技運転者であってはならない。
2. 【選手権シリーズ】【JMRC 四国シリーズ】【その他の部門】の区分が違えば、各区分毎に最大 2 名ずつ(最大 6 名)の競技運転者が同一車両で重複参加する事を認める。
ただし、この場合の最大 6 名は、同一競技運転者であってはならない。
3. 上記 2 項に記載された以外のシリーズ・部門・クラス(クローズドクラス等)については、同一車両による重複参加人数の制限はしないが、同一競技運転者の重複参加はできない。

第 9 条 競技運転者の装備

1. 選手権シリーズに参加する競技運転者は、レーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブの着用を義務付ける。
2. 前項以外のクラスに参加する競技運転者も、前項の着用を強く推奨するが、最低限の装備として、長袖（トレーナーと同等以上の厚さの物）、長ズボン、運動靴、指の出ないグローブの着用を義務付ける。
3. 表彰式において受賞対象者は、前記1. 2. 項に記載される服装（グローブを除く）で表彰式に出席しなければならない。規定の服装でない場合には、副賞を授与しないなど、賞典を制限する場合がある。
4. 全ての競技運転者は、国内競技車両規則に記載される『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱』に適合したヘルメットを着用する事。この適合性は、ラベル（内側のシール等）で表示されなど、何らかの方法で証明できなければならない。
5. 上記の装備品が準備できていない場合は、出走拒否などの措置をとる場合がある。

第10条 各部門の概要

部門	エントリー代の上限	競技ライセンス	J A Fメダル	シリーズ表彰
<u>N S</u>	¥ 1 2, 0 0 0	国内B以上	あり	J A F
<u>S C ・ D</u>	¥ 1 2, 0 0 0	国内B以上	あり	J A F
R	¥ 1 0, 0 0 0	国内B以上	無	J M R C
A T	¥ 8, 0 0 0	国内B以上	あり	J A Fにて検討中
B	¥ 8, 0 0 0	国内B以上	無	無
その他	¥ 8, 0 0 0	不要	無	無

第11条 申込受付期間

1. 受付期間一覧表

	主催者	開催会場	開催日	受付期間
第1戦	瀬戸風	瀬戸内海	3月20日	2月26日(土)～3月12日(土)
第2戦	T E C	T K L	4月17日	3月26日(土)～4月9日(土)
第3戦	S M C	たぢかわ	5月15日	4月23日(土)～5月7日(土)
第4戦	O W L	T K L	6月19日	5月28日(土)～6月11日(土)
第5戦	E T O I L E	美川	7月17日	6月25日(土)～7月9日(土)
第6戦	S K M C	たぢかわ	8月28日	8月6日(土)～8月20日(土)
第7戦	M A C	美川	9月25日	9月3日(土)～9月17日(土)

2. 受付期間を競技会当日の3週間前の土曜日から1週間前の土曜日までの15日間に統一する。
3. エントリー用紙等の書類やエントリーフィー等、全ての必要な物が事務局に到着し、大会組織委員会が認めた時点を受付完了とし、受付期間内に受付完了しなかった場合には、例外なく『賞典外出走』や『出走拒否』等の措置をとる。(主催者は毅然とした対応をお願いします。)

第12条 受理書の発行

1. 原則として全ての競技会において受理書は発行しない。何らかの理由で不受理とした場合にのみ、主催者はその当人または当人の関係者に対して不受理を連絡する。
2. 参加希望者が受理書の発行を希望する場合には、郵便はがきに希望送付先・氏名等の『表書き』をし、申込書類と同封し競技会申込先に送付する事。(必ず『表書き』をする事。白紙のはがきを同封しても受理書発行希望とは認めない。)主催者は受理／不受理等を『裏書き』に明記し、返送する。

第13条 エントリーリストの公表

1. 主催者は受付期間終了後、できるだけ早くゼッケン順を決定し、エントリーリストを公表する事。公表においては、できるだけ多くの参加申込者に伝わる様に努力する事。
2. 瀬戸内海サーキットで開催する主催者は、エントリーリストと同時にパドック配置表も公表する事。
3. 公表されたエントリーリスト・パドック配置表について、参加申込者など主催者以外からの異議・抗議・要請等は認められない。但し、氏名の間違いや希望クラスに入っていない場合はこの限りではない。

第14条 保険への加入

1. 主催者は、国内競技規則【自動車競技の組織に関する規定】に記載された、競技役員・観衆に対する傷害保険に加入しなければならない。
また、不測の事態に備え、観衆に対しては賠償責任保険にも加入する事を強く推奨する。
2. 主催者は、加入した保険の保証内容がわかる書類(保険証書や申込書の控えなど)を、競技会当日の競技開始までに、審査委員会に提出しなければならない。
保険料領収証などの、保証内容が記載されていない書類は提出書類として認められない。

第15条 見舞金制度への加入

1. クローズドクラスを含む全ての参加者及び全ての競技役員に、JMRC四国または他地区のJMRCが管掌する見舞金制度への加入を強く推奨する。
2. 主催者は、競技会特別規則書に明記した上で、見舞金制度への加入を義務付ける事ができる。加入を義務付けた場合には、以下の項目を競技会特別規則書に明記する事。
 - ・既に参加している事の証明方法
 - ・参加していない場合の加入方法
 - ・加入を証明できなかった場合の措置
3. 主催者は、競技会当日に見舞金制度への加入を希望する参加者に対して、受付をしなければならない。

第16条 競技会のタイムスケジュール

- A. 本規定が適用される競技会においては、次の2項目のタイムスケジュールを統一する。
1. ゲートオープン 7:00～
 2. 公式受付 7:30～ 8:30
- B. 上記以降のタイムスケジュールについて、主催者は下記の例を参考に自由に設定して良いが、その内容を競技会特別規則書に明記する事。
3. 競技コース発表 公式受付開始と同時またはそれ以前
 4. 公式車検 7:40～ 9:00
 5. コースオープンA 7:40～ 9:10
 6. 開会式およびドライバーズブリーフィング 9:15～ 9:30
 7. 試走 9:30～ 9:40
 8. 第1ヒート開始 9:45～
 9. コースオープンB 第1ヒート終了後40分間
 10. 第2ヒート開始 第1ヒート終了の50分後～
 11. 閉会式および表彰式 第2ヒート終了の40分後～
- C. ただし、競技会が2日間にわたって開催され、前日に公式受付や公式車検などが行われる場合には、本条は適用されない。

第17条 スタート

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
2. ダブルエントリーの場合の後発車出走順は、先発車の6台後（中間5台）とする。この措置により、先発・後発のどちらかまたは両方が、隣接するクラスに食込んだ出走順になる場合がある。
3. 主催者は、クローズドクラス等の競技初心者と思われる選手が参加しているクラスについて、慣熟走行の機会を与える様に配慮する事。（慣熟走行、第1ヒート、第2ヒート、計3回の走行など）

第18条 計時

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った瞬間に開始し、最終のコントロールラインを横切った瞬間に終了する。この区間を『計測区間』という。
2. 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一、自動計測機器による計測が不能な事態が発生した場合は、代替の自動計測機器の計測結果、または複数の手動計測機器（ストップウォッチ等）の計測結果の平均値を成績とする。この場合の計測精度は1/100秒となる場合がある。

第19条 ペナルティー

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走権利を失うものとする。
2. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
3. 反則スタートと判断された場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
4. コース上のマーカー（パイロン）の転倒、または移動と判断された場合は、マーカー1個につき、

当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。

マーカーとは、『計測区間』に設置された物、および、計測機器を防護する為に設置された物の事で、これ以外に、車両の整列や立入禁止区域の明示等の目的で設置された物などは含まない。

5. コースから脱輪した場合は、1輪・1回につき、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
6. 4輪が同時にコースから脱輪（コースアウト）した場合は、当該ヒートを無効とする。
7. ミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする。
8. 走行中に競技役員を含む他の援助を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
9. 計測機器に接触するなど、以後の計測に支障のある様な走行をした場合は、当該ヒートを無効とする。計測機器とは、コントロールラインに設置してある物だけではなく、中間計測などを行う目的で機器を設置してある場合は、これも含むものとする。
10. 主催者は、ペナルティの対象となるマーカーや脱輪箇所などを、ドライバーズブリーフィング等で、参加者に周知徹底する事。慣熟歩行前に発表される競技コース図に明記する事が望ましい。

第20条 順位の決定

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. 選手権シリーズに属するクラスについては、『日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定』に規定される方法にて順位を決定する。
2. 上記以外のクラスについても、同様の方法で順位を決定する。

第21条 賞典の制限

1. 全ての競技会において、クラス毎に参加台数によって授与する賞典対象を下表に統一する。尚、この場合の参加台数とは、主催者がエントリーリストを発表した時点での台数とする。

クラス別参加台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台
授与する賞典対象	なし	1位のみ	1位のみ	2位まで	2位まで	3位まで	3位まで	4位まで
クラス別参加台数	9台	10台	11台	12台	13台	14台	15台	16台以上
授与する賞典対象	4位まで	5位まで	5位まで	6位まで	6位まで	7位まで	7位まで	8位まで

2. 主催者は賞典対象を減ずる事はできない。賞典対象を追加する場合には、競技会特別規則書に明記するか、ドライバーズミーティング開始時刻までに、公式通知にて発表しなければならない。
3. 最多チーム賞・レディース賞などの特別賞の設定は、主催者の自由とし、本規則では制限しない。
4. 1項及び2項の賞典は、完走して順位認定を受けた参加者に対してのみ授与される。
5. 1項及び2項の受賞対象者は、別条【競技運転者の装備】に記載される服装で表彰式に出席しなければならない。

第22条 JMRC四国シリーズ規定

1. JMRC四国は、R部門について、以下の要綱に従いJMRC四国シリーズを制定し、成績優秀者に賞典を与えて表彰する。(表彰……6位までの予定、副賞……3位までの予定)
2. 各競技会の各クラス成立は、3台以上の出走を以ってクラス成立とする。
3. 各クラスのシリーズ成立は、3回以上のクラス成立を以ってシリーズ成立とする。
4. シリーズ順位の決定方法・得点基準は、『日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定』に準ずる。
5. 運輸省令道路運送車両の保安基準または国内競技車両規則に起因する失格を決定された選手は、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第23条 シリーズ運営事務局への報告

1. 主催者は、競技会終了後2週間以内に、参加者全員の成績表とシリーズ積立金を運営事務局まで送付する事。送付なき場合は、JMRC四国が主催するクラブ代表者会議等への出席を制限する事がある。送付・送金については、持参・現金書留・FAX・メール・振込みなど、その方法は問わない。
2. 成績表は、インターネットで公開するので、電子化された資料が望ましい。
3. シリーズ積立金は、下記2項目の合計金額とする。

①選手権シリーズ・JMRC四国シリーズ・AT部門の参加合計数 × 1,000円

参加合計数とは、実際の参加/不参加を問わず、該当クラスで参加料を徴収した参加数の合計。また、参加料を無料とした場合でも、競技結果成績表の該当クラスに記載されていれば、これも参加数に含める。

ただし、参加申込の拒否等の理由で、参加料を返還した場合には参加数に含めなくてよい。

②重量計測機器使用料 …… 無料

4. シリーズ運営事務局(ジムカーナ)

〒791-8022 愛媛県松山市美沢2丁目5-33 山本自動車工業内 大西周	
TEL : 089-924-0220	FAX : 089-924-0299
E-mail : admin-web@jmrc-shikoku.gr.jp	

5. シリーズ積立金の振込先(ジムカーナ)

※ゆうちょ銀行から振込みの場合(手数料無料)

金融機関名 : ゆうちょ銀行	口座名 : JMRC四国ジムカーナ部会
記号 : 16140	番号 : 22437051

※ゆうちょ銀行以外から振込みの場合(振込手数料は送金者負担でお願いします。)

金融機関名 : ゆうちょ銀行	口座名 : JMRC四国ジムカーナ部会
店名 : 六一八(ロクイチハチ)	店番 : 618
預金種目 : 普通預金	口座番号 : 2243705

第24条 本規定の解釈

1. 本規定に記載されていない事項については、競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)に準じる。
2. 本規定及び競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合には、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第25条 本規定の特例

1. やむを得ない事情により本規定を適用できない場合には、他の諸規則を考慮した上で、JMRC四国役員会がその処置を決定する。
2. JMRC四国役員会は年度途中においても本規定を見直す場合がある。

第26条 本規定の施行

1. 本規定は、下記の発表日と同時に施行される。
2. 本規定は、JMRC四国に加盟するクラブが主催する全てのジムカーナ競技会に適用されるもので、参加申込受付開始と同時に有効となる。

2011年 1月 1日 発表
JMRC四国運営委員会・JMRC四国ジムカーナ部会